

栃木県第4種踏切安全対策協議会設置要綱

(名称及び目的)

第1条 県内における第4種踏切の安全対策に関する協議を行うため、栃木県第4種踏切安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 第4種踏切の状況把握に関すること。
- (2) 具体的な対策方針の検討に関すること。
- (3) 関係者間の連絡調整に関すること。
- (4) 対策のフォローアップに関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表1の委員によって構成する。

- 2 協議会委員は、運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。
- 3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、栃木県県土整備部交通政策課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議等)

第5条 会長は、必要に応じて協議会を招集する。

- 2 協議会の議長は、会長が行う。
- 3 会長は、必要に応じて関係者から意見を聴くことができる。
- 4 協議会は、原則公開とする。ただし、公開することにより協議の実施に支障が生じると認められる場合は、会長の判断により非公開で行うことができる。

(その他の協議)

第6条 会長は、必要に応じて関係者による協議の場を設けることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理させるため、栃木県県土整備部交通政策課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月13日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 26 日から実施する。

(別表 1)

栃木県第 4 種踏切安全対策協議会構成員

委員

- ・ 栃木県県土整備部交通政策課
- ・ 県内市町担当課（ただし対象踏切の所在する市町に限る）
- ・ 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社
- ・ 東日本旅客鉄道株式会社高崎支社
- ・ 日本貨物鉄道株式会社関東支社
- ・ 真岡鐵道株式会社
- ・ わたらせ渓谷鐵道株式会社
- ・ 国土交通省関東運輸局鉄道部計画課